

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八頭町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県八頭町長

公表日

平成31年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、収納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等の交付、再交付における申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付事務 ④後期高齢者広域連合で決定された保険料の期割算定、賦課徴収 ⑤後期高齢者医療保険料の減免 ⑥特別徴収対象者の決定・管理・連携
③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 団体内統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル 後期高齢者医療保険料情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 59の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	福祉環境課	町民課	事後	
平成29年4月1日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉環境課	町民課	事後	
平成29年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉環境課	町民課	事後	
平成29年6月30日	しきい値判断の年月日	平成27年12月1日	平成29年6月20日	事後	
平成31年6月27日	リスク対策		(新規追加項目)	事後	
平成31年6月27日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、収納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等の交付、再交付における申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付事務 ④後期高齢者広域連合で決定された保険料の期割算定、賦課徴収 ⑤後期高齢者医療保険料の減免 ⑥特別徴収対象者の決定・管理・連携	事後	
平成31年6月27日	2.特定個人情報ファイル名	後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	宛名特定個人情報ファイル 後期高齢者医療保険料情報ファイル	事後	
平成31年6月27日	3.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第59項	番号法第9条第1項、別表第一 59の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第46条	事後	
平成31年6月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	

